令和６年６月５日小矢部市農業委員会総会議事録

1　日　　時　令和６年６月５日（水）
　　13時59分　～　14時29分

2　場　　所　小矢部市役所　特別会議室（２階）

3　議　　事　議案第　11号　農地法第３条の規定による許可申請について　　３件
　　議案第　12号　農地法第５条の規定による許可申請について　　１件

4　協議事項　なし

5　報告事項　１）農地法第３条の３第１項の規定による届出
　　２）業務報告･予定
　　３）その他連絡事項

出席委員　18名

１番　田　悟　敏　子	10番　山　﨑　外 喜 雄
２番　三　輪　和　雄	11番　和　田　由美子
３番　吉　江　秀　一	12番　渋　谷　達　也
４番　石　丸　正　明	13番　西　村　一　成
５番　宮　西　勝　昇	14番　中　田　栄　信
６番　加 賀 谷　良 雄	15番　髙　橋　賢　治
７番　木　村　鉄　雄	16番　山　本　克　博
８番　唐　島　隆　夫	17番　大　浦　　正
９番　加　藤　　裕	18番　福　原　智　子

欠席委員　19番　水　上　龍　二

令和６年６月５日農業委員会総会議事録

発　言　者	発　言　事　項
会長	みなさんどうもお疲れ様でございます。田植えも一段落して麦の刈り時期、それから大豆の種植えというようなところで、ここしばらく天候がちょっと不順で、作業もやり難いかなというような天候になっておりますし、一つ雨降っても豪雨ということで、特に南砺には警報とか何とかが出ておりまして、私どもの用水を取っております大堰の方が、雨量に応じましてゲートを上げたり下げたりするものですから、なかなか農業用水として回ってこない日も何日か続きまして、ちょうど除草剤散布の時期で、よく苦情の電話がかかってきたりしております。まあそういったような中で出にくい時間ですけれども、ただいまから６月の小矢部市農業委員会総会を始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は、18名ということで定足数（過半数）に達しておりますので、総会は成立しております。 なお欠席委員さんについては、水上委員さんが欠席と承っております。 本日の議事録署名委員を指名いたします。５番の宮西委員さんと６番の加賀谷委員さんにお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、本日の付議議案を申し上げます。 〇議案第11号 「農地法第３条の規定による許可申請について」計３件 〇議案第12号 「農地法第５条の規定による許可申請について」計１件 併せて、２件の付議議案となっています。 それでは、議案第11号「農地法第３条の規定による許可申請について」受付番号５番と６番について関連がありますので、併せて事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第11号「農地法第３条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書１ページをご覧下さい。 受付番号５番は、交換により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は１筆で、面積は132㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人〇〇さんです。位置図については、１ページから２ページをご覧ください。 続きまして、受付番号６番も、交換により所有権移転を行おうとす

	るものです。対象の農地は１筆で、面積は106㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、３ページから４ページをご覧ください。 　農地法第３条第２項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、地域との調和要件、の許可条件を満たしているものであります。 　以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号５番と６番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それではご報告申し上げます。 　〇〇さんと〇〇さんです。まあ地図１ページと３ページなのですが、それぞれ裏の２ページを見ていただきますと、地番こうなっています。要するに、左から右の方へ細長い田んぼということであります。まあ両方の田んぼ、隣同士なのですが、その耕作しておられる田んぼの真ん中に、所有者がお互い変わってあるということで、大分昔から、ご両人の親の代から、もう交換といいますか、そういう形で作りやすいように細長くして耕作しておられたということであります。 　お二人とも、80 過ぎと 80 前ぐらいの年齢になられたので、これから若い人の代に向かって、すっきりしておきたいということで、今回申請して登記をなされるということであります。まあそういうこともありますし、今あの贈与の問題もありますから、それは勝手に私が勧めているのですがその辺もあって、申請されたのだろうと思います。いずれにしましても何十年も前からそういうふうに耕作に便利な形にしてやっておられるということで、現在も耕作をされておられますので、よろしくお願いしたいと思います。 　以上です。
会長	ただいまの件について、何かご質問ございますでしょうか。
会長	ございませんでしょうか。それでは、受付番号５番と６番について、質問が無いようですので、受付番号７番について、事務局より説明をお願いします。

事務局	受付番号７番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は１筆で、面積は138㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、５ページから６ページをご覧ください。 農地法第３条第２項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、地域との調和要件、の許可条件を満たしているものであります。 以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号７番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	それではご報告いたします。 今回の案件は、所有権の移転、贈与です。譲渡人は〇〇さん、これは〇〇さんの義兄にあたります。譲受人は〇〇さんです。申請地はこの５番６番のページを見ていただいたら分かるように、〇〇201番の田んぼ、138㎡ということです。 譲受人の〇〇さんは、12年前に父親が亡くなられたときの借金で、宅地、建物、畑、田、相続放棄をされました。で、弁護士に相談して、田んぼは近所に売払うことができましたけれども、宅地、建物、畑は、〇〇さんが買われて、〇〇名義で管理して、今までこられました。 〇〇さんはですね、いい加減に返したいということで、３、４年前に、宅地、建物は〇〇さんに戻したのですけれども、畑は農地法の下限面積要件に満たさなかったので、保留になっていたのです。下限面積要件というのは、50ａ持っている人でないと所有できませんよという話になったのですけども、昨年の令和５年の４月１日から下限面積要件、原則50ａの廃止、これによって初めて生前贈与として申請地の畑を渡すことができるようになったという経緯があります。 現在〇〇さんはですね、年金と会社員として働き、最低限の生活をされておられます。ついに自分の家にまた戻ったという形なのですけども、経緯としてはそういう話を伺ってまいりました。これは〇〇さんの家でなく、〇〇さんの家に行って確認をしてまいりました。 なかなか細かい案件であったので、私も理解できかねたのですけども、経緯としてはそういう話ということでまとまって、納得してきま

	した。〇〇さんはこれからもこの畑については自分のものとして管理をされていくという確認もしておりますので、ぜひ承認をしていただきたいなと思います。 　以上です。
会長	はい、ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等ございますでしょうか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第11号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第11号については「承認」といたします。 　続きまして、議案第12号「農地法第５条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第12号の「農地法第５条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書２ページをご覧下さい。 　受付番号４番は、賃貸借権の設定ということで、賃貸人が〇〇さんで賃借人が〇〇さんです。対象の農地は４筆で合計面積が10,492㎡となっており、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、７ページから10ページをご覧ください。 　この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号４番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	それではご報告申し上げます。今ほどお話ありました通り、現在麦を耕作されていて今月刈取という状況のほ場でございます。麦の方も当地区の〇〇さん、〇〇さんの方からの形で〇〇さんが管理されているという状況で耕作されております。 　砂利を採取して、良質の土壌に改良したいということで、一時転用

	で進めたいというお話を〇〇地区、〇〇さん及び自治会長さん、また〇〇さんの方から、お話を確認させていただきました。それと、用水関係も当然隣接しておりますので、〇〇土改地区の担当の方も入られ、傷めないような形に修復をかけて進めるというふうに話を伺っているということで、ご承認のほどよろしくお願いいたします。 以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
〇〇委員	ちょっと分からないので聞きたいのですが、この８ページにある公衆用道路〇〇、〇〇というのは、例えば285-2、286-2、2867-2というのは、どこにあるのですか。
事務局	公衆用道路ですけれども、公図の方を見ていただければ、９ページ10ページを見ていただければ、申請地の横にずっと走っているところです。８ページの資料では中に入っているように見えますけれども。
〇〇委員	それか、そこを見るのか。中には入っていないのか、分かりました。
会長	他にありませんでしょうか。無いようですので、「異議なし」として議案第12号については「承認」としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第12号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 今回は、協議事項はございません。 次に、報告事項について事務局より説明をしていただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第３条の３第１項の規定による届出　３～７ページ 2) 業務報告・予定　８ページ 3) その他連絡事項

会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
○○委員	ちょっといいですか。この保険というのは、公務だけ対象か。
事務局	そうです、農業委員としての公務だけが対象です。
○○委員	例えばよく日誌書くときに、田んぼをぐるぐると回ってきたというのも公務になるのだろう。
事務局	農業委員として田んぼを回っておられる時に、転倒とかされた場合は対象です。
○○委員	どこか田んぼの水を見にいくのにも、ついでにそこを見たというのも書いてくれと言っていたが、これも公務になるのか。
事務局	なります。
○○委員	何か無駄みたいな気もするけど。
会長	他にございませんでしょうか。 無いようでしたら、本日の案件については全て終了しましたので、これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を吉江職務代理さんよりお願いします。
職務代理	本日は長時間の審議ありがとうございました。 とりあえずは田植えとかも終わって、今から転作作業が最盛期になっていくと思いますが、特に転作とかは天候も絡んで無理をしがちなところもあると思いますので、そこは無理をせずに体を大事に、作業を行ってください。 これにて６月の総会を終わります。
	－６月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和６年６月５日

会長　唐　島　隆　夫

議事録署名委員　５番　宮　西　勝　昇

６番　加　賀　谷　良　雄